

宇部市主要単独事業一覧表

	障害者バス優待乗車助成事業	障害者福祉タクシー助成事業	緊急通報装置設置事業	配食サービス事業	心身障害者福祉手当	
					障害児 (20歳未満)	障害者 (20歳以上)
事業目的	身体障害者、知的障害者及び精神障害者が活発に社会参加できるよう援助する。	障害者の日常生活の利便と社会活動の範囲を拡大し、福祉の増進を図る。	24時間体制で見守り出来る緊急通報装置を給付することにより、緊急時に迅速で適切な対応を図る。	重度身体障害者等の食生活の向上及び健康の保持を図り、自立した生活を支援する。	日常生活に介護を要する障害者に対して手当を支給し、福祉の増進を図る。	
事業開始年度	昭和55年4月から	昭和57年6月から	平成2年10月から	平成16年4月から	昭和44年10月から	昭和49年4月から
対象者	①身体障害者手帳の1～3級 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳	①身体障害者手帳の1級～3級 ②療育手帳A	①一人暮らしの重度身体障害者(1～3級)等 ②特に必要と認められたもの	①一人暮らしの重度身体障害者(1～3級)及びこれに準じるもので調理等が困難なもの	①身体障害者手帳の1～3級 ②療育手帳(A及びBの一部)	①身体障害者手帳の1～2級 ②療育手帳A
対象除外		自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は交付対象外(平成21年度から)			障害児福祉手当の受給者	・特別障害者手当、経過的福祉手当の受給者 ・施設入所、介護保険施設の入所者 ・市町村民税課税世帯の者
事業内容	対象者に障害者バス優待乗車証を交付し、路線バス降車時に障害者手帳と乗車証を提示することで、運賃が無料となる。	対象者にタクシー券の交付 ・1人年間1冊(55枚) ・上限500円/1枚(1回の乗車につき1枚限りの利用) ・人工透析の通院者で、通院回数に応じて交付可能(2冊/週1回、4冊/週2回、6冊/週3回以上)	在宅の重度身体障害者等の緊急連絡手段である装置を給付する。	栄養のバランスのとれた食事を定期的に提供し、併せて安否確認を行う。	心身障害者1人につき 2,600円/月を支給	心身障害者1人につき 2,000円/月を支給
自己負担等			世帯の前年の所得税額に応じて費用負担がある。	一食あたりの利用料 400円(平成17年4月から)		
平成23年度実績	4,954枚(累計枚数)	2,106冊	40台(累計台数)	8人(2,162食)	延べ 2,063人	延べ 11,225人
平成24年度予算(千円)	36,417	33,840	354	782	5,492	22,944